

茨城県立医療大学新型コロナウイルス感染症対策会議設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)に係る本学としての対処を協議する、茨城県立医療大学新型コロナウイルス感染症対策会議(以下「対策会議」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 対策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 附属病院長
- (5) 学生部長
- (6) 学科長、人間科学センター長及び医科学センター長
- (7) 研究科長
- (8) 学校医及び産業医
- (9) 学務委員会副委員長
- (10) 事務局次長、総務課長、教務課長及び病院管理課長
- (11) その他学長が必要と認めた者

(協議事項)

第3条 対策会議は、次の事項を協議する。

- (1) COVID-19 の情報についての必要な検討に関する事。
- (2) COVID-19 に関連した本学の対処に関する事。
- (3) その他 COVID-19 について特に重要な事項に関する事。

(会議)

第4条 学長は、会議を招集し、その議長になる。

- 2 学長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。
- 3 会議は学長が必要と認める際に開催する。

(関係者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、組織員以外の教職員その他の関係者の出席を求め、説明または意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 対策会議の庶務は、事務局総務課が行う。

付則

この要項は、令和2年3月27日より施行する。

付則

この要項は、令和2年4月10日より施行する。